

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

久喜騎西線	路線名
加須市大室字杉名原六〇九番一地从先から 同市大室字杉名原六〇九番一地向先まで	供用開始の区間
令和五年三月十四日	供用開始の期日
長五・〇七メートル	備考 令和五年三月十四日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。